平成２５年（フ）第１８４８号
愛知県春日井市柏原町５丁目95番地
破産者　株式会社ビーテック
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１１号
兵庫県加古川市加古川町本町600番地
破産者　株式会社播磨ホンダ販売
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７６３号
川崎市川崎区小川町16番地13　レグラス川崎804、住民票上の住所川崎市川崎区小川町16番地13　ヴィラドール川崎　804
破産者　風間　康臣
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８０号
川崎市宮前区土橋７丁目25番地27（開始決定時の住所）川崎市宮前区土橋１丁目21番地11
破産者　鮫島功吉郎
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１３２１号
大阪市住吉区万代東１丁目１－１－３Ａ、開始決定時大阪府大阪市住之江区南港中４丁目７番21―637号
破産者　出口　佳彦
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４号
岡山県津山市久米川南3007番地
破産者　有本　義教
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３３４号
札幌市中央区南10条西22丁目２番23号　クレア旭ヶ丘101号
破産者　平山　善規
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０４号
名古屋市緑区大清水２丁目215番地
破産者　林　　広幸
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２００号
愛知県長久手市岩作蛇洞55番地２　グランドシャトー長久手101、従前の住所愛知県長久手市仏が根303番地１
破産者　此川　直行
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７１号
神戸市東灘区御影山手５丁目24番16号
破産者　鶴田　　誠
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２号
函館市五稜郭町34番２号
破産者　齊藤　弘明
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０７号
北海道旭川市永山４条20丁目３番38号
破産者　村部　浩史
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０３９号
横浜市鶴見区岸谷１丁目21番19―403号
破産者　高橋　　勇
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
長野県伊那市野底7663番地１　エドワーズハイツ305号、破産開始決定時の住所長野県伊那市美篶10225番地
破産者　白鳥　昭治
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３２１号
京都市西京区桂北滝川町37番地16
破産者　斉藤　雅也
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５００号
京都市山科区日ノ岡鴨土町50番地６　マナウハウス２　306号、前住所京都市山科区小野御霊町11番地１　カラパッサＡ103号
破産者　力やこと　森　　孝之
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８２２号
京都市山科区西野山百々町246番地13　光輝マンション205号室、開始決定時の住所京都市山科区川田菱尾田20番地の107
破産者　久我　佳裕
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
広島市安佐南区安東５丁目５番９号
破産者　嶋田　　裕
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部